## 現場説明書

令和4年度 環境の杜ふれあい壁面防水修繕

令和4年度

那覇市・南風原町環境施設組合

## I. 仕様書

【別紙1】 修繕用看板の規格・寸法等(参考)

【別紙2】 提出書類

【別紙3】 数量公開の説明書

## Ⅱ. 数量書

## Ⅲ. 図面

- 1. 修 繕 名:令和4年度 環境の杜ふれあい壁面防水修繕
- 2. 修繕場所:南風原町字新川588番地(環境の杜ふれあい)
- 3. 修繕期間:契約の日から 令和5年3月31日まで ※修繕期間内に完成検査を実施し、手直しを完了させること。
- 4. 修繕概要:環境の杜ふれあい施設の東側壁面防水修繕
  - · 仮設工事: 1式、
  - ・アスベスト除去工事:1式、
  - 防水工事: 1式、
  - ・アスベスト粉塵濃度測定:1式、
  - ・廃材運搬・処分:1式
- 5. 関連工事:環境の杜ふれあい公園整備工事(4-2)
- 6. 質疑回答:本修繕の内容についての質疑・回答は、公告に基づき行う。数量に関する質疑は別途「数量質問書(別紙3参照)」により行い、質疑の期限は厳守すること。(期限を過ぎた場合は受付けない)なお、質疑がない場合は、本修繕における参考数量について差し支えないものとする。

#### 7. 一般事項

- 1)本仕様書、修繕請負契約書、特記仕様書及び設計図書(以下『設計図書等』という。)に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」、それに基づく監理指針である「建築改修工事監理指針」、同監修「建築工事安全施工技術指針」、「建築工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)」、「建設副産物適正処理推進要綱」(いずれも最新年版)による。
- 2) 本修繕では、関係法令を遵守の上、災害または公害の防止に努めること。
- 3) 本修繕でいう監督員とは、那覇市・南風原町環境施設組合の担当職員をいう。
- 4) 本修繕の施工にあたっては、設計図書及び監督員の指揮・指示等に従って施工するとともに監督 員への質疑・要望等がある場合は、書面にて行うこと。
- 5) 現場技術者の配置
  - a. 現場代理人:修繕現場に常駐できること。
  - b. 主任技術者:主任技術者として1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士(仕上げ)、1 級防水施工技能士又は技能検定に合格後3年以上の実務経験を有する2級防水 施工技能士のいずれかの資格保有者を配置すること。なお現場代理人と主任技 術者は兼ねることができる。

- c. 監理技術者:建設業法による。
- d. 専門技術者: 専門技術者として2級防水施工技能士以上の資格保有者を配置すること。なお現場代理人、主任技術者と専門技術者は兼ねることができる。
- e. 安全管理者: 労働安全衛生法による。
- ※ 上記の技術者は事前に監督員の承諾を受け、現場の修繕技術・施工図・工事監理・安全衛生・工程管理等に十分対応出来る体制をとること。なお、a,b,c,eの技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係(開札日以前に3ヶ月以上の期間)を有する者で、資格者証及び健康保険被保険者証の写しを監督員に提出するものとする。
- 6) 本修繕において変更が生じた場合は、設計変更として契約の変更を行うことを原則とするが、修 繕施工上当然必要と認められる軽微な変更や、監督官庁からの些細な訂正事項には、請負金額の 増減はないものとする。
- 7) 修繕による道路及び周辺の土地、家屋、工作物等への損傷あるいは人身事故が起こらないように十分な措置を取ること。

### 8) 着手前の隣接施設調査及び周辺への配慮

本修繕により隣接する住宅等を含む施設に汚染損壊等影響を与えないよう協力会全体で十分な予防措置を取り、修繕に伴い発生する騒音・振動・粉じん等の公害についても万全措置を講ずること。なお、削岩機を使用する作業の場合は、騒音規制法及び振動規制法に基づく届出をすること。また修繕に先立ち、現場内外における隣接施設の状況を調査及び写真撮影等により、現状を十分把握し、完了後にも同様の調査を行い、万が一、汚染や損壊を与えた場合は、受注者の負担にてすみやかに現状の復旧を行うものとする。また、現場からの泥土等により、周辺道路を汚染した場合は、速やかに清掃等を行うものとする。修繕着手前に近隣施設及び民家等に対し、修繕協力願いを書面で作成し、配布するものとする。発注者が修繕説明会を行う場合には、これに協力すること。

#### 9)修繕用水・仮設電力等

本修繕に必要な電気、電話、水道、排水施設等に要する手続きは受注者で行い、かつその設置に要する費用・使用料金等は受注者の負担とする。

#### 10) 官公庁諸手続き

- イ)本修繕に必要な関係官庁及びその他の機関への許認可等必要な申請及び手続きは、遅滞なく行い、かつこれらの手続きに要する費用はすべて受注者の負担とする(修繕後も含む)。
- ロ)資材搬出入についての諸手続きは、所轄警察署及び道路管理者等と十分調整の上、受注者が行 うものとし、実施にあたっては関係官公署の指示に従うとともに、特に車両渋滞の防止、一般 通行者に対し警備員を配置し、交通安全対策及び公害防止に努めること。また、資材搬出入、 従業員の出入り等により周辺の道路、側溝、塀、立木等に損傷を与えた場合は、受注者の負担 において直ちに善処(原型復旧、又は補償)する。

#### 11) 施工計画等

修繕着手前に総合施工計画書(総合仮設計画書等を含む)、各工種施工計画書等を提出して、 監督員の承諾を得ること。

口) 施工図

施工前には必ず施工図を作成し、速やかに監督員の承諾を受けてから施工を行うこと。

ハ)見本

監督員が施工見本を必要と判断した場合、施工内容、施工程度の判断可能な見本を作成しなければならない(工程に余裕を持って行うこと)。

- 12) 使用材料は、施工に先立ち資材承諾を得るものとする。また、使用材料で材料試験を要するものは、受注者の負担にて実施し、公的機関で実施された報告書を提出すること。なお、使用材料は、材料検査簿・材料搬入簿・廃材搬出簿・伝票・写真等で確認できるようにすること。
- 13) 既設防水シート、接着剤の撤去後、既設壁面の状況や目視・打診等による劣化箇所(剥離・ひび割れ等)の確認を行い、速やかに劣化部分等施工数量調査結果を監督員へ報告すること。また、図面、仕様書等と一致しない工法・材料がある場合、その他疑義が生じた場合等は、逐次、監督員と協議の上、施工を行うこと。
- 14) 使用材料については、沖縄県内で生産又は製造され、かつ、その規格・品質・価格等が適正で ある場合はこれを優先して使用すること。また、再生資源や再生製品等についても同様とする。
- 15)接着剤、合板類、塗装剤、シーリング材等使用材料は、シックハウス対策品とし、資材承諾の中で原則としてMSDS(化学物質等安全確認データシート)等を添付し、揮発性有機化合物の規定値(厚生労働省の濃度指針値)以下の確認後、監督員の承諾を得るものとする。MSDS等の含有確認資料がない場合は、材料選択の再検討、あるいは公的機関での濃度測定を行い、安全性の確認をする。完成後、必要に際し、化学物質を放散している疑いがあるものについては、化学物質濃度検査を行い報告すること。
- 16) 本修繕で使用する資材、製品等はすべて石綿を一切含有しないものとすること。
- 17)本修繕における廃材(塗料空缶等含む)・廃棄物・一般ゴミ等は、南風原町の規定に基づいた分別をし、リサイクル処理に努めること(マニュフェストを提出し、処理方法を明確にすること)。 建設リサイクル法対象工事の場合は、法に基づき適切な手続きを行うこと。
- 18) 修繕中に発生する産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法 令に基づき適切に処理しなければならない。また、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、 沖縄県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。
- 19) 資材等の運搬について

土砂等の運搬が運送契約により行われる場合は、正規の運送免許を受けた者及び車両を利用すること。また、積載超過のないよう関係法令を遵守するとともに、交通安全管理を徹底すること。

- 20) 環境負荷を軽減するため、環境への影響を配慮した公共工事を推進する。施工にあたっては、環境に配慮した施工に努めること。
- 21) 本修繕者は、修繕完了の目標に向かって環境の杜ふれあい指定管理者と協力体制を整え、毎週 1回程度の総合的な工程管理会議を行うこと。会議録及び資料作成は、本修繕の受注者が担当 するものとする。
- 22) 上記工程会議は、危険防止及び労働条件の是正を目的とした環境整備に関する事項等も含むものとする。

#### 23) 修繕用看板等

- イ)修繕用看板を設置すること。規格・寸法は参考資料として【別紙1】に記載。
- ロ) 監督員の指示により、安全表示板、交通標示板を現場内外に設置する。

#### 24) 修繕保険等

受注者は、修繕施工にあたり、下記の法定外労災補償(建設共済等)、請負業者賠償責任保険に加入し、保険証券等の写しを工事着手後14日以内に提出しなければならない。また、①雇用する建退共制度の対象労働者への共済証紙の購入,②下請け契約が発生する場合にも下請け業者の共済証紙の購入,③下請け業者の規模が小さく建退共制度の事務処理能力が十分でない場合には、元請け業者ができる限り下請け業者の事務の受託に努めること。その他の保険については監督員と協議し、新たに付保した場合にはその旨通知すること。

保険対象:請負契約の対象となっている修繕全体

保険金額:請負代金金額(支給材料、貸与品等を含む)

保険期間:修繕着手の日から修繕期間最終日+14日以上

保険条件:イ) 法定外労災補償(建設共済等)

填補限度額 1名につき 2,000 万円以上

口)請負業者賠償責任保険

填補限度額(対人) 1名につき 5,000 万円以上、1 災害につき 1 億円以上 (対物) 1 災害につき 1,000 万円以上、免責金額 10 万円以下

- ハ) 火災保険
- 二)組立保険

#### 25) 提出書類等

- イ)【別紙2】に記載する書類は遅滞なく提出すること。
- ロ) 完成図書は【別紙2】による。

鍵(3本1組)は使用個所を明記した鍵札(アクリル製)をつけて鍵箱に、また予備品工具類は、予備品箱及び工具箱にそれぞれ整理し、目録とともに引き渡す。なお、CD-R又はDVD-Rで提出するデータには、竣工図のほか施工図、関係法令の許可書、届出書、完成図書の全ての書類等を含む。

竣工図、施工図等の図面関係は、JW-CAD と PDF のそれぞれのデータを作成し、その他の書類は、excel、word と PDF それぞれのデータを作成すること。

作成したデータは、完成図書の目次に沿ってフォルダ毎に整理し、どの書類がどこにあるか 一目で解るようにすること。

#### 26) 電子納品

本修繕は電子納品対象修繕としない。

#### 27) 修繕完成後の管理

受注者は、修繕完成後から引き渡しまでの維持管理(通風等)をし、またその期間及び引き渡し後において発見された材料や工法に起因する欠陥は、速やかに修復すること。

#### 28) 修繕完成後の諸官庁検査, 各種検査など

受注者は完成後においても、諸官庁等による検査等の協力の申し出があった場合には、資料の準備、提供、作成及び立ち会い等を行い、その検査による指摘及び欠陥等は、受注者負担で速やかに修復すること。また瑕疵期間以内に那覇市・南風原町環境施設組合から指示がある場合も同様とする。

#### 29) その他

- イ)修繕請負代金額500万円以上の修繕については「工事カルテ」を作成し、(財)日本建設情報 総合センターに提出すること。
- 口) 既存の工作物、道路、影響を及ぼす施設・配管等を十分養生すること。
- ハ)施工にあたり交通整理計画、仮設計画及び地下埋設物対応について十分検討を行うこと。
- 二)構内警備は、修繕の段階に応じて適当な人員を配置すること。特に修繕中及び休日の保安について配慮すること。
- ホ)必要に応じて警備員を配置すること(出入口付近、車両・重機が頻繁に交差する場所など)。
- へ) 原則として、修繕用及び作業員用駐車場は独自で確保し、違法駐車など近隣へ迷惑を及ぼす行 為を禁止するなど、全作業員へ指導を徹底すること。
- ト)修繕完成後、施工場所(周辺道路含む)等は、速やかに現状復旧すること。
- チ) 受注者は、修繕完成後においても、発注者から本修繕に関する資料提供、調査依頼等の協力の 申し出があった場合は、この求めに応ずるよう努める。
- リ)修繕写真は、日付・工事工程・材料・寸法・数量・試験等、状況が明確にわかるように写真管 理等を徹底する。写真用の黒板には修繕名、日付、工程、被写体の概要、立会者名を記入する 欄を設けること。
- ヌ)受注者は、修繕施工において、自ら立案実施した創意工夫や高度な技術力に関する事項、また は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、修繕完成時までに所定の様 式により提出することができる。

#### 30) 下請け契約における代金支払の適正化について

- 1)修繕の一部を下請負人と契約する場合は、「建設業法遵守ガイドライン(改訂)」に則り関係法令等を遵守し適正な取引を行うこと。
- 31) 暴力団排除措置要綱に基づく排除措置について

- 1) 受注者は、当該修繕契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者(以下「直近上位発注者」という。) に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書(暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨)を提出しなければならない」等の義務を課さなければならない。
- 2)受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書(暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨)を提出しない者と、下請負契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- 3) 受注者は、その旨全ての当該修繕関連者に周知しなければならない。

#### 32) 建設業退職金共済制度について

受注者は、「建設業退職金共済制度」に加入し、以下の項目を順守すること。

- 1) その掛金収納書を契約後1カ月以内に発注者に提出すること。
- 2) 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業修繕現場」標識を掲示すること。
- 3) 未加入下請け事業者に対して同制度の加入を指導すること。

#### 33)修繕数量の公開

本修繕は、数量公開の対象修繕であり、修繕内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの(以下、「数量書」という。)を参考資料(参考数量)として公開、提供する。数量書は、設計図書等と同時に公開し、その提供方法は設計図書等の提供と同一の手法による。

数量書の公開は、数量公開の説明書【別紙3】及び、数量書【別添】による。

修繕数量は参考数量であり、内容の如何に係らず、契約上何等の拘束をするものではなく、業者数量と本修繕数量が異なっていても、修繕価格の見直しは行わない。

#### 34) 環境の杜ふれあい指定管理者等との調整

- 1)修繕期間中は環境の杜ふれあい及び環境の杜ふれあい公園の運営上支障のないように、環境の杜ふれあい指定管理者側及び監督員と十分な調整の上、工程表の作成並びに安全管理(大型車両等の出入りはその時間帯を環境の杜ふれあい指定管理者側及び監督員と調整の上行うこと)を行うこと。また、環境の杜ふれあい指定管理者側及び環境の杜ふれあい公園利用者の動線と本修繕範囲を適時、シート、仮囲い又はロープ等で区分し、安全の確保に努めること。
- 2) 現場事務所及び修繕用・作業員駐車場は、原則として現場敷地外に独自で確保すること。
- 3) 施設には機械警備センサーが設置されているため、環境の杜ふれあい指定管理者及び警備会社と調整の上施工を行うこと。他施設保安業者等との調整についても同様とする。
- 4) 上記以外においても、施工上必要な他業者との調整等は、全て受注者にて行い、監督員へ調整結果を報告すること。
- 35) その他必要な事項については、監督員の指示によるものとする。

#### 8. アスベスト含有工事に関して

1) 事前のアスベスト含有調査結果により、防水シート及びその接着剤(以下「アスベスト含有材」という。)からアスベストが検出されており、工事に際し適切な対応が必要となっているので、関係法令を遵守し、下記のマニュアル等を参考の上、第三者に危害を及ぼすことのない

ように施工すること。なお、アスベスト処理の作業レベル1とする。

- ・建築物の解体等に係る 石綿飛散防止対策マニュアル 2014.6(環境省水・大気環境局大気環境課)
- ・新石綿技術指針対応版(平成26年施行)石綿粉じんへのばく露防止マニュアル (平成28年4月)
- 2) アスベスト含有材の除去作業(ひび割れ及び欠損部のぜい弱部分取除く作業)を行うに先立 ち、関係法令及び条例等で定められた届出を行うこと。
- 3) 施工計画書を監督員に提出し確認を受ける。その際、安全に配慮するとともに、入居者に支障が生じないよう留意し施工計画書の検討を行う。
- 4) 着手に先立ち、石綿作業主任者を選任した後、労働者への特別教育を実施し、その結果を監督員へ報告する。
- 5) 大気汚染防止法、石綿障害予防規則に定められた事項を掲示板により公衆及び作業員の見やすい箇所に掲示する。また、必要に応じて入居者への説明会を実施すること。
- 6) アスベスト含有材の除去作業にあたっては、作業環境にも十分配慮し、防塵マスクや防護服などを着用する。必要に応じて、作業箇所に近接する住戸の開口部等に粉塵が侵入しないよう窓を閉め、ビニール養生及び立入禁止措置を講ずる。
- 7) アスベスト含有材の除去作業を行う際は、下記の表のとおり、隔離養生を行い飛散がないように確実に養生を行うこと。また、養生内の粉塵をHEPA付真空掃除機にて吸い取る。

#### ○アスベスト含有箇所

箇所	発生材	飛散性の区分	養生	
東側壁面	面 防水シート及びその接着		グローブバック隔	
	剤		離	

8) アスベスト含有建材の除去にあたっては、建物周囲において、空気中のアスベスト粉じん濃度の測定を行う。測定については以下のとおりとする。測定箇所については必要に応じて変更することもある。

### ○アスベスト粉じん濃度測定箇所

測定時期	測定箇所	測定点数				
作業中	施工箇所周辺(場内、排気口、敷地境界)	各1点(計3ヵ所)				
作業後	施工箇所周辺(場内、敷地境界)	各1点(計2ヵ所)				
	合計					

※ 落札業者は早急に契約手続きを行うよう努めるものとする。

## 修繕用看板の規格・寸法等(参考)

場 所:南風原町~

修繕期間:令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

発 注 者 : 那覇市・南風原町環境施設組合 管理者 ○○ ○○

監督部署:那覇市・南風原町環境施設組合 那覇・南風原クリーンセンター

設計: ○○○○設計

施 工 者: (ポンプ等更新修繕)

※現場連絡先記入

(摘要) 大きさ:縦900×横1800 (mm) 程度

背景色:ホワイト

文 字: 丸ゴシック体、グレー色

額 縁:四方アルミ、グレー色

## ● 契約後速やかに提出

書類	提出時期	部数	備考
着手届	修繕期間の初日	1	
現場代理人等届	契約締結後7日以内	1	実務経験証明書,資格者証(写),雇用関係 証明(保険証の(写)等) 等
修繕工程表	契約締結後15日以內	1	
施工計画書承諾願	契約締結後15日以內	1	各種施工計画書承諾願はその部分の施工に かかる15日前まで 県産建設資材使用計画書付
建設業退職金共済組合証紙購入確認書	契約締結後速やかに	1	掛金収納書添付
労働保険関係成立届出証明書	IJ	1	労働保険証明願(原本)
法定外労働災害保険証書	IJ	1	建設労災補償共済制度加入証明書 等
建設工事保険等	IJ	1	火災・組立工事, 請負業者賠償責任 等
工事カルテ(※500万円以上のみ)	受注・変更・完成の日 から10日以内	1	500万円以上2500万円未満は受注時のみ
前金払い請求書,保証証書	必要の都度	1	指定請求書A-4
各種機構図		1	修繕関係者,安全管理者,関係機関連絡先等

## ● 随時提出

書類	提出時期	部数	備考
下請負者通知書	専門工事等の着手前	1	施工体制台帳(下請契約の総額が3,000万円 以上の場合のみ),下請負契約書又は請書 (写),見積書,建設業許可証,作業員名 簿,資格証明書など
実施工程表	_	1	
週間・月間・工種別工程表	_	1	
使用材料承諾願	使用15日以前		使用材料承諾一覧表付
試験成績書	材料搬入毎に	1	
材料検査表,材料搬入報告書	II	1	
施工図	施工15日以前	1	
検査願書	検査前	1	検査内容の図面や資料を添付
修繕期間延長願	延長14日前まで	1	

## ● 毎月5日までに提出(工事月報)

書類	提出時期	部数	備考
修繕進捗状況報告書	毎月5日迄	1	
修繕出来高調書	II	1	
実施工程表	IJ	1	契約工程表の写しに出来高を表示
県産品使用状況報告書	IJ	1	
修繕打合わせに関する記録	II	1	
工程会議議事録	IJ	1	週間・月間工程表も添付
修繕進捗状況写真(內外部)	II	1	進捗状況がわかる現場全体の写真も添付
修繕日報	JJ	1	

## ● 既済検査時

書類	規格	部数	備考
既済部分検査願	A-4	1	契約書に掲げる回数以内
出来高内訳明細書	A-4	1	
請求書	A-4	1	既済検査終了後

## ● 完成図書

		т —	<u></u>
書類	規格	部数	備考
契約関係書類	A-4	1	保険・下請・工事カルテ(写)等
施工計画書承諾願	A-4	1	
使用材料承諾願	A-4	2	使用材料の一覧表
出来高数量総括表	_	1	材料検査表,納品書,出荷証明書
出来形管理	_	1	使用材料承認図と原寸との比較等
品質管理	_	1	各種材料などの品質試験結果等
検査願,各試験成績書	_	1	各試験結果一覧, 社内検査報告書 等
県産品使用状況報告書	A-4	1	累計
産業廃棄物マニフェスト	-	1	総括表,運搬・処分の許可証・委託契約 書(写),搬出状況写真,A;D;E票
建設リサイクル計画書	_	1	
各種申請書類	_	1	官公庁,その他の関係機関等
保証書	_	1	
保守指導案内書	A-4	2	緊急連絡表,保証書(写), 取扱説明書, 完成図 等
施工承諾図	_	1	
安全関係書類	_	1	社内・協力会安全パトロール,新規入場,安全教育,KY活動 等
修繕月報	A-4	1	
工程会議資料	_	1	月間・週間工程表 等
修繕写真	A-4	1	電子納品適用の場合の提出方法は協議による
完成写真	A-4	2	上記データとは別に別冊で作成

## ● 完成検査合格後

書類	規格	部数	備	考
完成届	A-4	1		
引渡書 (鍵引渡書含む)	A-4	1	備品類,成果品等全て	
請求書	A-4	1		

※ これ以降は完成検査合格後に提出(注:竣工図は製本前に監理・監督員の承諾を得ること)

竣工図、施工図	A-1	2	白図観音開製本(背文字付)
竣工図	A-3	2	白図観音開製本 (背文字付)
施工図	A-3	2	白図観音開製本 (背文字付)
電子納品成果書	A-4		
納品データ	CD-R又/はDVD-R		竣工図・施工図(JW-CAD・PDFデータ共), 工事写真,完成図書の書類等(excel,word)

## 数量公開の説明書

#### 1. 数量公開の目的

建築及び設備修繕における数量公開について、設計価格算出の透明性を確保し、入札参加者等の積算、修繕内 訳書作成の効率化を図ることを目的とする。

#### 2. 数量公開にあたって提供する資料

建築及び設備工事における数量公開とは、設計金額のもととなる修繕費内訳書から単価及び金額等を削除するなどしたもの(以下「数量書」という。)を、参考資料(参考数量)として公開、提供するものである。数量公開にあたっては以下の資料等を提供する。

- 1)「数量公開の説明書」※本紙
- 2)「数量書」
- 3)「数量質問書」

#### 3. 数量書の取扱いについて

数量書は契約上の拘束を受けない<u>参考資料(参考数量)</u>として公開し、修繕請負契約約款第1条に定める設計図書(図面及び仕様書等)には含まれない。

#### 4. 数量書について

(1) 数量書の範囲

数量書の公開範囲は次のとおりとする。

- 1) 数量書は原則として修繕費内訳書内の全数量を公開範囲とする。
- 2)修繕費内訳書において、数量を一式としている項目の根拠となる数量を記載した別紙明細書
- 3) 共通仮設費や現場管理費の算定の際に必要に応じ積み上げられる項目数量を記載した共通費明細書ただし、2)、3) について軽微なものや任意仮設に係わる数量を記載した別紙明細書及び共通費明細書については除くものとする。

#### (2) 数量書の作成基準

数量書は次の基準に基づき作成している。

1) 構成及び項目

「公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)、(設備工事編)」

2)数量

「公共建築(設備)数量積算基準」

3) 共通費

「沖縄県土木建築部建築工事積算基準」

#### 5. 数量書に対する質問について

- (1) 本数量書に対する質問は2.3)の「数量質問書」をもって行い、設計図書に関する質問とは区別する。
- (2) 質問期限は入札公告及び現場説明書等に記載された、設計図書に関する質問期限と同一とする。
- (3) 回答は全ての入札参加者に行い、質問書と同様に設計図書に関する回答とは区別し回答する。
- (4) 数量そのものの差異等に係わる質問には、差異の根拠となる数量算出書等も併せて提出するものとする。

		内	訳			書					
No.	名 称 仮設工事	規格	数	量	単位	単	価	金	額	備	考
		建枠900×1700, 布枠500+240 掛払い手間 12m未満− 防災Ⅱ類, 掛払い手間	115	. 0	m²						
	仮設材運搬	枠組本足場,ネット類	115		11						
	整理清掃後後片付け (外壁改修)		96.		11						
	1の計										
2	アスベスト除去工事費										
	全面養生(レベル1)		192	. 0	m²						
		クリソタイル含有0.1~5% 飛散性無し	96.	0	m²						
		クリソタイル含有0.1~5% 飛散性無し	96.	0	11						
	梱包費	2重袋詰め	96.	0	11						
		HEPA真空掃除機	192	. 0	11						
	粉塵飛散抑制剤吹付		96.	0	11						
	粉塵封じ込め剤吹付		192	. 0	11						
	2の計										
3	防水工事費										
	下地調整・処理	施行面左官(C-2程度)	96.	0	m²						
	ひび割れ補修 ウレタン塗膜防水	Uカットシーリング材充填工法 X-2工法,立上り面,厚さ3mm以上		. 0	m						
	グレグン 室膜例が	A-2工伝, 近上り面, 序で3回回以上	96.	0	m²						
	3の計										
4	仮設建物費										
	セキュリティールーム	設置費 4500×1200×2000	1.	0	式						
	4の計										
5	環境安全費										

		内	訳		書				
No.		規格	数量	単位	単 価	金	額	備	考
	消耗品等	防護服・フィルター類等	1. 0	式					
	5の計								
6	機械器具費								
	シャワー濾過機損料		7. 0	日					
	負荷除塵機損料		7. 0	"					
	真空掃除機損料	高性能(HEPA)フィルター	7. 0	"					
	エアレスガンユニット損料		7. 0	"					
	6の計								
7	アスベスト粉塵濃度測定								
	作業中	場内・排気口・敷地境界	3. 0	箇所					
	作業後	場内・敷地境界	2. 0	回刀					
	7の計								
8	廃材運搬・処分費 廃材運搬費	シート防水、養生材、接着剤等							
	(積込含む) 廃材処分費	II	1.0	式					
			1,068	kg					
	8の計								

那覇市·南風原町環境施設組合 管理者 宛

> 所 在 地 商号又は名称 代表者氏名

囙

## 数量質問書

件 名	令和4年度 環境の杜ふれあい壁面防水修繕								
工種	適 用	数量	単位	質問内容					

(注意)数量そのものの差異等に関する質問は、差異の根拠となる数量算出書等も併せて提出すること。

質 問 期 間: 令和4年12月19日(月)9時~令和4年12月21日(水)12時

回 答: 令和4年12月22日(木)17時までに本組合ホームページへ掲載します。

提出先 : 那覇・南風原クリーンセンター 前里 宗鉄郎

FAX: 882-6722 電話: 882-6713

※質問書をFAXされた方は担当者に必ずご連絡ください。質問のない方は、FAXの必要はありません。

## 令和4年度 環境の杜ふれあい壁面防水修繕

設計図

令和4年度

那覇市・南風原町環境施設組合 那覇・南風原クリーンセンター

修繕名称	令和4年度	環境の杜ふれる	あい壁面防水修	工事	年度		令和 4 年度				
修繕場所	南風原町字		図面名称			紙					
	70 == -	縮	尺	S=N/S(A1) S=N/S(A							
発注機関		風原町環境が 原町クリ <i>ー</i> ン				図面	番号	A -00			
							名 称				
1	課長	副参事	主査	担	当	設	*AT 441				
I [						8+	資格:	首名			
検印						"	登録	番号			
						者	所在:	地			

# 令和4年度 環境の杜ふれあい壁面防水修繕

# (図面目録)

	電気設備	
図面番号	図 面 名 称	SCALE
A-00	表紙	A 3 : S = N/S
A-01	図面目録	A3:S=N/S
A-02	建築工事特記仕様書(その1)	A3:S=N/S
A-03	建築工事特記仕様書(その2)	A 3 : S = N/S
A - 0 4	建築工事特記仕様書(その3)	A3:S=N/S
A-05	建築工事特記仕様書(その4)	A3:S=N/S
A-06	案内図	A3:S=1/1000
A-07	1階平面図	A3:S=1/200
A-08	2階平面詳細図	A3:S=1/50
A-09	立面図	A3:S=1/200

修繕名称	令和4年度 環	境の杜ふれあい壁	直防水修繕	修繕	年度	令和 4 年度				
修繕場所	南風原町字籍		図面		図面目録					
				縮	尺	s=N	/S (A1) S=N/S (A3)			
発注機関		鳳原町環境施設₹ 夏町クリーンセ∶				図面	番号		A - 0 1	
	課長	副参事	主 査	担	当	設				
				_						
検印						8±			図面目録 =N/S(A1) S=N/S(A3)	
快印										
						者				

#### 建築工事特記仕様書 [建築工事編]沖縄県土木建築部

令和4年11月改定版

#### 1 修繕概要

- (1)修繕名: 令和4年度環境の杜ふれあい壁面防水修繕
- (2) 修 繕 場 所 : 南風原町字新川588番地
- (3) 敷地面積 10,552.87
- (4) 工事種目:防水工事

ア 建築物												
建築物の名称	環境の杜ふれあい											
主要用途	スポーツレク・浴場											
構造及び階数	RC造,S造,SRC造											
工事種別	防水改修工事、アス											
建築面積	3,026.68m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>									
延べ面積	3,026.03m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>									
イ 工作物及び立木	工作物及び立木											
工作物等の名称												
数量												

#### 2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和4年11月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基 準及び公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

#### 3 建築工事仕様

#### (1) 標準什様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁 営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」[令和4年版](以下 「標準仕様書」という。)による。

#### (2) 特記什様

- ア 項目は、番号に〇印の付いたものを適用する。
- イ 特記事項は、「・」に〇印の付いたものを適用する。
- 「・」に〇印がつかない場合は「※」のついたものを適用する。 「・」と「※」に〇印がついた場合は共に適用する。
- ウ 項目及び特記事項に記載の( ...)内表示番号は、標準仕様書の当該項 目、当該図又は当該表を示す。
- エ 特記事項に記載の(参- .)は、標準仕様書の参考資料4各部配筋参考 図の当該項目を示す。

#### 4 その他

- (1) 公共事業労務費調査に対する協力
  - ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要 事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の 完成後においても、同様とする。
  - イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象に なった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後に
  - ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出 が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台 帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理 を適切に行っておかなければならない。
  - エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受 注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)がアから ウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

#### (2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における 暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成19年7月24日) に基づき、次に関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判 明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速 やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、 捜査上必要な協力を行うこと。
- イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速や かに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。
- ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生 じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

#### (3) ワンデーレスポンスの実施

- ア この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
- 「ワンデーレスポンス」とは、監督員が、受注者からの質問、協議の回答 は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即 日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の 上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることであ
- イ 受注者は計画工程表の提出に当たって、作業間の関連把握や工事の進 捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。
- ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施 工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告す ること。
- エ 効果・課題等を把握するためアンケート調査等のフォローアップ調査を実 施する場合があるため、協力すること。

ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法 第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。 以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理 人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。

- (4) 工事監理業務への協力等
  - イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技 術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は、発注者から通知する。なお、管 理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。
  - ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技 術者等に提出すること。
- エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に 提出すること。
- (5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受 注者と随意契約する場合の取扱いについて
  - 本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事を本工 事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価 格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連 工事の設計額に乗じた額で行う。

#### (6) 具産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価 格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、 主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

- (7) 下請業者の具内企業優先活用
- 請負業者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する 者。)から選定するように努めなければならない。
- (8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告 すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管 理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。

また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまで は、触れずにそのままの状態で保存すること。

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

- (9) ダンプトラック等の過積載等の防止について
- ア 工事用資機材等の積載超過がないようにするとともに交通安全管理を十分に行 うこと。
- イ 過積載を行っている資材納入者から資材購入をしないこと。
- ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等 の利益を不当に害することのないようにすること。
- エ さし枠の装置または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出 入りすることがないようにすること。
- オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法(以 下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、 同団体等の加入者の使用を促進すること。
- カ 下請契約の相手方又は資材納入者を選定するにあたっては、交通安全に関する 配慮に欠けるもの又は業務に関レダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を 発生させたものを排除すること。
- キ アからカの事につき、下請契約における受注者を指導すること。
- (10) 不正軽油の使用の禁止等について
  - ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資 機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税 法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならな
  - イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければなら
- (11) 設計図書における資材等の取扱いについて
- ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は T法を指定するものではない。
- イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおりの品質規 格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用する こと。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。
- ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の 積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目 的に「参考資料」として提示するものである。
- (12) ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から24条に記載しているところであるが、その 具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン (営繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。

- (13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について
  - ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出 し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健 康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保 険料(以降「法定福利費」という。)を明示すること。

また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した 標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの 活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示し た見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。

イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定 価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場 合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反 するおそれがないか確認します。

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】

https://www.mlit.go.ip/common/001090440.pdf

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】

https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf 【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】

ホーム〉政策・仕事〉土地・建設産業〉建設産業・不動産業〉各団体が作成した標準見積書  $https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\_const\_tk2\_000082.html$ 

1)適用基準等 建築工事監理指針(令和元年版)国土交通省大臣官房官庁営

- 建築工事標準詳細図(令和4年版)国土交通省大臣官房官庁 敷地調査共通仕様書(令和4年版)国土交通省大臣官房官庁

特 記 事 項

- 建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名 簿(令和4年版)(一社)公共建築協会
- 営繕工事写真撮影要領(令和3年版)
- 磁気探査実施要領(令和2年1月)沖縄県土木建築部
- 沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源 化および再生資源活用に関する実施要領(平成25年12月)沖
- 構造計画・施工計画・建築設備計画の留意事項(令和4年4 月)沖縄県土木建築部

#### 7) 丁萬宝績情報 の登録(114)

項(1.1.9)

4 工事の余裕期

項 月

登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事につい ては、登録を要しない。

- ③ 工事の一時中 工事の一時中止に係る計画の作成 止に関する事
  - 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた 場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画 (以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受ける ものとする。

なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職 員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に 関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する こと及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らか

- (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事 現場を保全すること。
- 本工事は、余裕期間を設定して実施する工事である。
- 1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。 なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮していな
- (2) CORINS登録については、実工期期間にて技術者の従事期 間の登録を行うこと。
- (3) 余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者 の配置は不要とする。
- 4) 受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期 間を記入したものとする。
- 5) 受注者は、着手関係書類(工程表、請負代金内訳書を除く) について、実工期の始期に提出するものとする。
- 6) 受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設 置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間内に施 工体制等及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員と の協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関係書類 を提出するものとする。
- 7) 実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議
- 8) 受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工 期の始期以降でなければ、発注者に対して前払金の支払いを 請求することはできない。

#### 5 概成工期 (1.2.1)

(123)

- 図示された範囲は【令和 年 月 日】までに完了すること。 6 品質計画等 建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。
- (1.2.2)(1) 風速:V0= m/s (平12建告第1454号第2)
  - (2) 地表面粗度区分: (8.4.3) (8.5.3) (9.4.4) (10.5.3) (13.2.3) (13.3.3) (13.4.3) (14.7.3)
- (16.14.5) (23.5.4) (7) 施工図等
  - (1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発 注者に委譲するものとする。
  - (2) 現場代理人等は、施工に先立ち、各工事間の施工計画を調 整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50 程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、各工事の必要な 内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監督員に 提出し、確認を受ける。
  - 3) 施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出 する。ただし監督員の指示がない場合は、原則として施工計画 書は契約後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、 承諾を受ける。
  - 沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。

#### 8 工事の記録 (1.2.4)9 電気保安技術

電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安 技術者を配置し、保安業務を行うこと。 者(1.3.3)

10 施工条件 (1.3.5)

有収 現場説明書による・図示・ 工事車両の駐車場所:・図示・現場説明書による・ 資材 機材置場 :・図示・現場説明書による・ 建設発生土の仮置場:・図示・現場説明書による・

その他の施工条件 :・図示・現場説明書による・

- 11) 施工中の安全 確保及び環境 保全等(1.3.7) (1.3.10)
- 1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成 9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9 日 国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。
- (2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則 として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日 付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国 総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機 械を使用するものとする。

一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア バックホウ

- イ 車輪式トラクタショベル
- ウ ブルドーザ
- エ 発動発電機
- 才 空気圧縮機 カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの)
- キ ローラ類
- ク ホイールクレーン

### 12 交诵安全管理

国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業 務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。 令和3年2月19日 沖縄県公安委員会告示第38号)

13 発生材の処理 等(1.3.11)

1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を 発生材の種類

発注者に引き渡すもの 特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法 廃石綿 現場において再利用を図るもの (2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場

- に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄 県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。 (3) 受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」
- (COBRIS)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生 資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処 理されたことを確認し、工事完成時に「建設副産物情報交換シ ステム」(COBRIS)により作成した、「再資源化報告書」、「再生 資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督員に提 出しなければならない。
- 1) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材 の認定を受けた施設又はゆいくる材の認定を受けていないが、 再資源化後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出 すること。だたし、島内に当該施設がない場合はこの限りでは ない。
- (5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分 費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費 と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見 込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資 源化に要する費用の変更は行わない。
- 6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取 扱基準について
- ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉 体(以下、廃棄物という。)については、廃棄物吸引機能を有 する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄 物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するも のとし、必要と認められる経費については変更契約できるも

のとする。 「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する 法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産 業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃 棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要で ある。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記 HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても 差し支えない。

http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/as ufaruto html

なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票 (マニフェスト)について、監督員から請求があった場合は提 示しなければならない。 イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断 に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3

月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理するこ ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い 発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日

付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。

所 在 地

修繕名称 | 令和4年度環境の社ふれあい壁面防水修繕 | 修繕年度 | 令和 4 年度 修繕場所 南風原町字新川588番地 図面名称 建築工事特記仕様書(その1) 発注機関 那覇市·南風原町環境施設組合 縮 S=N/S 図面番号 A-02 管理建築士 設計 製図 1.1名 称 資格者氏名 検 印 登録番号

1 一般#	14 主任技術者·監 理技術者	(1) 工事請負代金額が3,500万円以上(建築一式工事の場合7,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。	19 技能士(1.5.2)	適用工事種別 防水工事	技能検定作業 防水施工(ウレタンコンム系塗膜防水工事作業)	②仮設 エ	1 工事用水	構内既存の施設: ・利用不可 ・利用できる(・有償 ・無償)] 構内既存の施設: ・利用できる(・有償 ・無償)]	鉄	j (5.2.1)	種類の記号	呼で	『名(mm)	備考
六通事項 〈続き 〉		ア 現場施工に着手するまでの期間 【現場施工に着手する日が確定している場合】 請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの 期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場 への専任は要しない。 【現場施工に着手する日が確定していない場合】 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現	20 化学物質の濃 度測定(1.5.9)		則定箇所数 測定時期 備考 が濃度指針値を超えた濃度で検出された	<u>- + + + + + + + + + + + + + + + + + + +</u>	3 環境対策につ いて	(1) 受注者は、本工事の施工にあたり、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調査、検討を十分に行い、監督員の確認を得た上で施工すること。 (2) 赤土等流出防止対策を行う場合、その対策範囲は図示による。	事 2 溶接 (5.2. 3 継手 (5.3.	.2) E及び定着 (	網目の形状(1) 継手の種類: 施工部位	等 等		の経 備考 請考(重ね継手の長さ等)
		場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、工事施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。  イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。  (2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係についてア建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置す	②1 完成時の提出 図書 (1.7.1)(1.7.2)	係図書等に関する効・ 本工事は電子納品 電子が品とは、調査 電子データで納品する 各種電子納品を選づいなお、書面に基おける 途監督員と協議する。 工事完成図書は、「 か(一財)沖縄県建設	提出図書は、「営繕工事における工事関率化実施要領(案)」による。 対象工事とする。 、設計、工事などの各段階の最終成果を ることをいう。ここでいう電子データとは、 基準等(以下、「要領」)に示されたファイル で作成されたものを指す。 署名又は押印の取り扱いについては、別 ものとする。 要領」に基づいた電子データとなっている 技術センターにて確認を受け、「電子納		4 足場その他 (2.2.4) 5 監督員事務所 (2.3.1)	・「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による 足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 規模(m) 歴史  成度・大井  を根では、同が、大井  を根では、同が、大井  を根では、「大き」、「大き」、「大き」、「大き」、「大き」、「大き」、「大き」、「大き」	さ及	(5のかぶり厚 ( び間隔 (5 3.5) (6	やコンクリート を受けて施工 (3) 鉄筋の定着: (1) 軽量コンクリ (2) 塩害を受ける 厚さ: (3) 機械式継手) 施工箇所	の充填性等にすること。 長さ【※図示に ートの場合の引 るおそれのある 及び溶接継手の配筋	ついて十分検 よる。 ・ 最小かぶり厚 部分等の位前 の場合のあき	置及び最小かぶり の寸法: その他特記す べき事項
		る主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3ヵ月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任 技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康 保険被保険者証等の写し)を提出しなければならない。		1部提出すること。 「要領」で特に記載; 上、電子化のファイル	テを受けること。  完成図書)は、電子媒体(CD-R等)で(正)  が無い項目については、監督員と協議の  ・フォーマットを決定すること。  出物は、監督員と協議の上決定するこ	3 土 工 事	1 埋戻し及び盛土 (3.2.3)(表3.2.1)	埋戻し及び盛土の種別: 【 ・ A種 適用場所( ) ・ B種 適用場所( ) ・ C種 適用場所( )	6 機械	技式継手		・(参一. )に。 ・(参一. )に。 種類: ・図示	よる。・図だ	
	15) 主任技術者等 の資格	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、 現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で 示されていない場合、主任技術者等の資格は、以下による。 ・ 1級建築士、又は1級建築施工管理技士のいずれかの資格 を有するもの ・ 1級建築士、2級建築士、1級建築施工管理技士、又は2級 建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの ア 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技 術者講習修了証を有する者であること。		と。 (4) 受注者は、完成通知 子データを監督員に ア ゆいくる材利用も イ ゆいくる材出荷量  (5) 受注者は、監督員と あった場合、これを作	口書の添付書類として以下の書類及び電 是出しなければならない。		2 建設発生土の 処理 (3.2.5)	・D種 適用場所( ) ]  建設発生土の処分は次による。 ※構外搬出適切処理 搬出先名称( ) ) 搬出先所在地( ) ) 運搬距離( km ) ) 搬出先基準(条件)( ) ・構内堆積 ・構内敷きならし	6 1 コンクリートエ事	クリートの E	気乾単位容積質量による種生 ・普通コンリー・軽量コンリー・・軽量コンリー・・普通コンリー・・普通コンリー・・軽量コンリー・・軽量コンリー・・軽量コンリー・・軽量コンリー・・軽量コンリー・・軽量コンリー・・	類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 数 I 類 類 I 数 数 I 数 数 I 数 数 I 数 数 I 数 I	設計基準 (Fc)	
		イ 配置予定技術者にあっては、入札開始日前に3か月以上 の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 ウ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計 図書等で確認すること。 (2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。	22 設計図CAD データの貸与	本工事では発注者から る。なお、貸与されたCAI 成図の作成のため以外I	受注者に対し設計図CADデータを貸与す ラデータを本工事における施工図又は完	4 地業工	1 載荷試験 (4.2.3)(4.2.4)	載荷試験   試験の方   試験の位   載荷荷重   報告書の   記載事項   ・水平試験・図示 ・図示 ・図示 ・図示 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	2 コン <sup>・</sup> 材料	4 (:	(1) セメントの種 【※普通ポル (2) フライアッシュセメ	類 トランドセメント・: ントB種の適用簡	フライアッシュセメン 箇所:【・図:	ŀB種 · 】
	16 監理技術者の 兼務(特例監理 技術者の配置)	<ul><li>※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を 受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認める。この場 合の要件は、現場説明書による。</li><li>・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を 受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認めない。</li></ul>	ム	す程度のインターネッより当該整備が不可 【インターネット環境 【パソコンOS】 【推奨ブラウザ】	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	事	2 杭地業	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	強度 4 コン: 放し		養生」とする。	強度の推定に用 別 打増し厚る		は現場における「水中
	① 工事の保険等	(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 【・火災保険・建設工事保険・組立保険・請負業者賠償責任保険】 (2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後1月以内に加入を証明する書類を発注者に提出する。 (3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式によ		ンターネットを介して 行い、情報共有サール するものである。 (2) 受注者は、沖縄県C とCALS運営会社で定 を運営している者に3	協議簿、図面等の各種データのやり取りを バーを用いてそれらのデータを共有・交換 ALSシステムの利用にあっては、沖縄県 めた使用承諾料を沖縄県CALSシステム		2 们也未		5 コン: 品質	クリートの質管理等		規定に適合して	いることを確	iりを行い、その品質 認し、監督職員に報
		る場合にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。 エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。	② 墜落制止用器 具	かに監督員に支払い 払いの事実を証明す ・ 墜落制止用器具は、 着用者が地面に到達 使用を認めるものとき	の事実を報告し、確認を受けること。(支 る書類(銀行振り込みの写し等)を提出) フルハーネス型とする。ただし、墜落時に するおそれのある場合は、胴ベルト型の っる。また、墜落制止用器具の安全な使用 (平成30年6月22日付け基発0622第2号)			・( )工法       (2) 杭の寸法等     (4.2.2) (4.3.3) (4.4.3) (4.5.4)       杭径 杭長 (m) 種類 試験杭     種類 の形状       は置は図示による	7 型杉 (6.8. (6.8.	.1)	(2) ひび割れ誘	・( )mm 発目地の位置 D適用: ・有り	】 、形状及び寸 【 使用箇所: 重類	法は、図示による。
	18 ゆいくる材につ いて	(1) 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。ただし、ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。なお、ゆいくる材以外の再生資材を使用する場合も「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施すること。また、ゆいくる材の在庫がない等に	25「労務費見積り 尊重宣言」促進 モデルエ事	工事である。 実施については、「 ル工事試行要領(案)	見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象 中縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデ 」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要 建設業連合会)等を参照し実施するものと			本杭   (4.3.4) ~ (4.3.8) (4.4.4) ~ (4.4.6)   設計支持 推定支持力 水平方向の	・ (6.16 (6.16 9 暑中 ト	0.2) コンクリー 2	暑中コンクリート 25℃を超える【 F	する軽量コング 箇所:・図示 ・の適用は【 引 日】から【 )	ウリートの使用 ・ 市 】の日平 月 日】までと	] 均気温の平年値が
		より使用することができない場合は、新材を使用すること。 (2) ゆいくる材の品質質理 ア ゆいくる材の品質管理にあたっては、「標準仕様書」等の ほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。 イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材 を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術 センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書 類の交付を受けなければならない。 ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取及 び現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後の現場 簡易試験を監督員の立会の下、実施しなければならない。	26 建設キャリア アップシステム (CCUS)活用に ついて	・本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。) の対象工事であり、受注後に「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」によりCCUSを活用するか発注者と協議するものとする。 実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」、及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参照し実施するものとする。			3 床下防湿層	(5) 場所打ちコンクリートにおける材料等 (4.5.4) ア 鉄筋 帯筋 鉄筋の最小かぶり厚さ 備考 【・(参ー2.2)・図示 】 イ セメントの種類 【・普通ボルトランド・セメント ・図示 】 ウ コンクリート 設計基準強度 種別 備考	発注機関     那覇市·南風原町環境施設組合     縮       摘     要     図面       管理建築士     設計     製図       設協会			NT」(平成15年 ハケリートの品質の D日付け国営技 k 修繕 修繕年 と 図面名 組合 縮	F11月10日付 確保について」 第71号)を適 F度 A称 建築コ 尺 5号 称	け国営建第95号)及 」の運用について」
		間 あ 試験を 監 管 貝 の 立 会 の で 、 実 施 し な け れ は な ら な い 。  エ 受 注 者 は 、 路 盤 材 の 現 場 簡 易 試験 が 終 了 し た 場 合 、 速 や か に 監 督 員 に 試験 結 果 を 報 告 し な け れ ば な ら な い 。					3 床下防湿僧 (4.6.5)		検 印			計 登録	番号	

7 計 鋼材(7.2.1) (表7.2.1) (表7.2.1) 2 高力ボルト (7.2.2) (7.3.2) (7.4.2) (7.4.7) 3 普通ボルト (7.2.3) (7.3.2) 4 アンカーボルト (7.2.4) (7.3.2) (7.10.3) (表7.10.1)	記号の種類 適用箇所	5 外壁パネルエ注 (8.4.3)(8.5.3)	(1) 地震に対する安全性 設計用震度 (K <sub>H</sub> ) 設計用震度 (K <sub>H</sub> ) 設計用震 帳壁 (仕上面及び構造体から仕上面までの 接合 部材)の性能 設計用震度の地震力に対して、部材に生じる応力度が所定の応力度以内にあり、有害な残留以内にあることの確認が困難な場合は、試験計円震度の地震力に対して有害な残留ひずみが生じないことを確認する。なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向のについて対する確認は面内方向及び面外方向について対する確認は面内方向及び面外方向について対する確認は面内方向及び面外方向について対する確認は面内方向及び面外方向について対する確認は面内方向及び面外方向について対する確認は面内方向及び面外方向について対する確認は面内方向及び面外方向について対対は、短期許容応力度は、短期許容応力度とし、短期許容応力度が定められていない材料については、関連基規準(製造者等により構成される協会等が定める指針等を含む。)が定める値とする。	1 タイル (11.2.2)(11.3.2) 1 上 1 本 2 あと張り工法 (11.2.6)(11.3.7) (表11.2.3) (表11.3.2)	(1) タイルの種類 施工箇所 形状・寸法 うわぐすり 吸水率 役物 色 耐滑り性 (2) タイルの試験張り: [・行う・行わない] (3) タイルの見本焼き: [・行う・行わない] 壁タイル張りの工法等 タイルの種類 大きさ 工法 張付け材料の種類、塗厚等 モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理: [・MCR工法・目荒らし工法] (1) 木材(下地材)の含水率: ※A種 ・B種 木材(造作材)の含水率: ※A種 ・B種 (2) 製材 [・「製材の日本農林規格」による 「製材の日本農林規格」による	13	施工箇所 屋根葺形式 板及びコイル 参膜の耐久性、めっき付着量の種類の表示記号 下葺材料:【・アスファルトルーフィング・940 ・改質アスファルトルーフィング・】  施工箇所 形式の区分
5 デッキプレート (7.2.7) (7.7.8)	施工部位 材質 形状 寸法 備考 デッキプレートと鉄骨部材の溶接方法:【・図示 ・ 】 施工部位 材質 形状 寸法 備考		(2) 構造体の層間変形に対する追従性 層間変形 帳壁 (仕上面及び構造体から仕上面までの 接 合部材)の性能 ・1/100 ・1/200 上記の層間変形角に対して、脱落しないこと	(表12.2.2)	・「製材の日本農林規格」以外による】 【・下地用針葉樹製材 ・造作用針葉樹製材 ・広葉樹製材 ・ 広葉樹製材 ・	4 瓦 (13.4.3)	【 ・1名以上配置 ・施工面積 m2につき、 級技能評価試験に合格した 者を1名配置】 (1)瓦の緊結方法: ( )
(7.2.8) 7 柱底均しモルタ ル(7.2.9)	材料 厚さ 種別 備考	9 1 防水の種類 防 水 エ 事	(1) 防水の種類等 (9.2.2) (9.3.2) (9.4.2) (9.5.2) (9.6.1) 防水の種類 厚さ 施工箇所 ウレタン防水 3mm以上東側壁面		(3) 造作用集成材 【・「集成材の日本農林規格」による ・「集成材の日本農林規格」以外による】	5 とい(13.5.2) (表13.5.1)	材種 規格名称 材質 備考
8 材料試験等 (7.2.10) 9 仮組(7.3.10) 10 溶接 (7.6.3)(7.6.4)	引張りを受ける材料の試験等: ・実施する【図示( )】  仮組の実施 : 【・実施する ・実施しない 】  開先の形状 エンドタブの有・無 及び適用箇所 スカラップの形状 溶接部の試験		(2) 防水層の種類 (9.2.3) (9.3.3) (9.4.3) (9.5.3) (9.6.3) 防水層の種別 工法 備考 塗膜防水 X-2 遮熱トップコート環境対応型 (表9.2.3) - (表9.2.9) (表9.3.1) - (表9.3.3) (表9.4.1) - (表9.4.3) (表9.5.1) (表9.5.2) (表9.6.2) (3) その他の材料等		【・造作用集成材 ・ 化粧ばり造作用集成材 ・ 化粧ばり構造用集成材 ・ 】	合金の表面処 理	種類:【・A1 ・A2】(JIS H 8602) (14.2.2) (14.7.2) (14.8.2) (14.8.3) (表14.2.1)
(7.6.7) (7.6.12) 11 塗料の種別 (7.8.4) (表18.3.1) 12 耐火被覆の種	錆止め塗料の種別:【 ・A種 ・B種 】  種類 所要性能及び摘要箇所		・押え金物       :(材質       )(寸法       )         ・絶縁用シート:(材料       )         ・断熱材       :(材質       )(厚さ       )         ・立上り部保護:(材料       )(工法等       )         ・脱気装置       :(種類       )(設置数       )         ・仕上げ塗料       :(種類       )(使用量       )		【・「単板積層材の日本農林規格」による ・「単板積層材の日本農林規格」以外による】 施工箇所 厚さ 表面の品質 含水率 防虫処理 (5) 合板等 【・普通合板 ・構造用合板】	3 鉄鋼の亜鉛 めつき 4 軽量鉄骨天井 下地 (14.4.3)(14.4.4)	
類及び性能 (7.9.2)(7.9.3) 13 その他(7.11.2) (7.12.5)	(1) 軽量形鋼構造におけるボルトの接合方法: (2) 溶融亜鉛めっき高カボルトを使用する場合の摩擦面の処理: 【・ブラスト処理 ・ブラスト以外の特別な処理方法及びすべり耐力等の 確認方法: 】	② シーリング (9.7.2) (9.7.3) (9.7.5) (16.14.5) (17.3.2) ③ 保証	(4) 施工		施工箇所   樹種   厚さ品質、等級等   接着の程度   防虫・強度等	(14.6.2) (14.6.3)	・補強方法等(図示による)  J(1) 金属成形板の種別及び表面処理: )(2) 長尺の場合における伸縮調整継手:  (1) 構成部材による種類: (2) アルミニウム製笠木本体の材料の表面処理の種別及び複合皮膜の種類は次による。 種別:【・A-1 ・B-1】 種別をB-1とした場合の複合皮膜の種類: 【・A1 ・A2】(JIS H 8602)
8 1 補強コンクリー コ トブロック造 ン (8.2.2)(8.2.4) ク (8.2.5)	ブロックの種類及びモデュー ル呼び寸法		(2) 保証期間は、工事完成後【5】年間とする。ただし、アスファルト防水は【 】年間とする。	2 土壌の防蟻処 理	(1) 施工箇所:「防除施工標準仕様書」(公益社団法人日本しろあり対策協会発行) Ⅰ 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書	15 1 ラス系下地 左 (15.2.4)	(3) 固定金具の間隔及び固定方法: (1) 種類: ・通気工法(・二重下地 ・単層下地) ・直貼り工法(・ラスモルタル下地 ・ラスシートモルタル下地)
コンクリートブロック帳壁及びロッ (8.3.2)-(8.3.4)	ブロックの種類及びモデュー ル呼び寸法 塀の場合の化粧ブロックの有無 : 【・有り ・無し】	10 1 石材(10.2.1) (表10.2.1) (表10.2.2)	(1) 天然石		4 処理の箇所 に準ずることとし、建築物の外周処理を含む。 (2) 処理薬剤:(公社)日本しろあり対策協会又は(公社)日本木材保存協会の認定品とする。 (3) 処理方法:「防除施工標準仕様書」 I 新築建築物しろあり予防処理標準仕様書 3 処理の方法 に準ずる。また、土間コングロートを打撃する部分には、素別処理後、原さり15mmポ	官 工 事	・外張断熱工法で断熱材の外側に胴縁を施工する形式の通気工法を行う場合() (2) 建築基準法に基づく耐力壁、防火構造、準耐火構造等の指定がある場合の下地の仕様()
・ A 3 ALCパネル (8.4.2)-(8.4.5) C (表8.4.2) パ (表8.4.3) ネ ル ・ E C P エ 4 押出成形セメン	(1) パネルの種類等	2 壁の石張り工法 (10.3.2)(10.4.2) (10.5.2) (10.2.2) (10.2.3)	施工箇所 種石の種類、大きさ 形状及び寸法 表面仕上げの種類 (1) 工法、加工等 工法 厚さ 石裏面処理 裏打ち処理 備考 (2) 乾式工法の方式:【・スライド方式 ・ロッキング方式】 (3) あと施工アンカーの材質及び寸法: (4) 外壁湿式工法に使用するドレンパイプの材質:	虫処理	コンクリートを打設する部分には、薬剤処理後、厚さ0.15mmポリエチレンフィルム敷きを行う。 木材処理(防蟻・防虫) (1) 施工箇所:合板、集成材等を除く全ての木材 (2) 処理方法:工場における加圧式とし、十分に乾燥を行う。ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布する。 (3) 性能区分:性能区分は次による。ただし、監督員の指示を受けた部材については、その指示に従うものとする。ア 造作材にラワン材等広葉樹を使用する場合は、JASの保	2 せっこうボード その他のボード 下地(15.2.5) 3 モルタル塗り (15.3.2)(15.3.5)	
事 ト板(ECP) (8.5.2)-(8.5.4) (表8.5.1) (表8.5.2)		3 床及び階段の 石張り (10.6.2)(10.6.3 4 特殊部位の石 張り(10.7.1) (10.7.2)(10.7.3)	厚さ 石裏面処理 目地幅 備考 施工箇所 工法 石材の厚さ 石裏面処理 裏打ち処理 備考	4 防蟻処理、防虫 処理の施工及 び保証	存処理K1+保存処理K3とする。 イ 構造材、下地材については、JASの保存処理K3とする。  (1) 公益社団法人日本しろあり対策協会の認定した「しろあり防除施工士」とする。ただし、工場における処理及び監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 (2) 元請業者と施工業者の連署による保証書を監督員に提出する。なお、期間は、処理施工後5年とする。	修繕場所 南風 発注機関 那覇市・ 摘 要	環境の社ふれあい壁画防水修繕     修繕年度     令和 4 年度       原町字新川588番地     図面名称     建築工事特記仕様書(その3)       南風原町環境施設組合     縮 尺 S=N/S       図面番号     A-04       上設計     製図       会録者氏名       登録番号       市 左 地

15 左官工事〈続き〉	4 仕上塗材仕上 げ(15.6.2) (表15.6.1) 5 マスチック塗料 塗り(表15.7.2) 6 せっこうプラス ター塗り (15.8.2)(15.8.3)		)・現場調合プラスター (下塗り用)	9 建具用金物 (16.8.2)(16.8.3) (表16.8.1) 10 鍵 (16.8.4) 11 自動ドア開閉場 置(16.9.3) (表16.9.4)	(1) 建具用金物の材質、形形式 金物の種類 (2) 建具用金物の取付け((1) マスターキー:【・製作(2) 関連工事がある場合にめて納品する。 (1) 戸の開閉方法:【・引(2) センサーの種類:	見え掛り部の材質 位置等は、図示による。 作する ・製作しない】 は、受注者間で協議し1つの		3 合成樹脂塗床 (19.4.3) 4 フローリング張 り (19.5.2)(19.5.3) 5 フローリングボ ードの特殊張り 6 畳敷き (19.6.2)	エポキシ樹脂系塗床の仕上げの種類:  施工箇所 工法 品名 備考(樹種、種別等)  体育館、武道場等の床の強度、弾力性を特に要求される広い床は、日本体育床下地工業会編「体育館床工事標準施工要領書」による。  (1) 畳の種別【・A種 ・B種 ・C種 ・D種(種別: )】  (2) 畳表に使用する材料は沖縄県産とする。	水 2 側	水管 .2.1) 鬼、排水枡等 .2.1)	村種 (1) 側塊 形も (2) 排水枡 種类 (3) グレーチン 村質	道	呼び径 寸法 i用荷重 ■ メインバーピッラ	備考備考
10	7 しつくい塗り (15.10.2) 8 ロックウール吹 付け(15.12.3)			12 シャッター (16.11.2) (16.12.2) (16.12.4)	(1) シャッターの種類:【・ (2) 耐風圧強度: (3) 開閉機能:【・手動ま (4) 重量シャッターの場合 【・設ける ・設けた	式・電動式】		7 せっこうボード、 その他ボード及 び合板張り (19.7.2) (19.7.3) (表19.7.5)	(1) せっこうボード 規格名称 種類の記号 厚さ 施工箇所 目地工法の種類 (2) 合板の種類	4 街	末(21.2.2) きよ、縁石及 則溝(21.3.1)	コンクリート縁	び種類:図示による		備考
建具工事	2 見本の製作等 (16.1.4)	(1) 防火戸の指定及び機構等(2) 防犯建物部品の適用は、図(1) 建具見本の製作:【・行う(2) 特殊な建具の仮組:【・実が(1) 建具の性能等  種別 耐風圧性 気密性 水	引示による。 ・行わない】 施する ・実施しない】	13 オーバーヘッド ドア (16.13.2)		i形 ・オーバーラッピング vス式 ・チェーン式 ・『		8 壁紙張り (19.8.2) 9 断熱及び防露	※図示(Aー )による。 ※合板の木材処理(防虫・防蟻)については、本特記仕様書第 12章第3項及び第4項を適用する。 (3) 軽量鉄骨壁下地ボード遮音壁に用いる遮音シール材: 【・ 】 品質及び防火性能: 【 】	舗 (22	末(22.2.2) .2.3)(22.2.5) 22.2.1)			料 路床安定処理品質:	試験
	(16.2.2) (16.2.4) (16.2.5) (表14.2.1) (表16.2.1)	(2) 特殊なドアセット等の適用及 ドアセット等の種類 施工筐 ・防音ドアセット ・断熱ドアセット ・耐震ドアセット		14 ガラス (16.14.2) (16.14.4) (16.14.5)	(1) ガラスの種類及び厚さ ガラスの種類 (2) ガラス留め材 建具の種類 (3) 熱線反射ガラスの映像 (4) ガラスブロックの材料 表面形状呼び寸法 厚さ [	厚さ等 値 材種象調整:	ユニット及び	(19.9.3) (19.9.4)  1 フリーアクセス フロア(20.2.2)  2 可動間仕切 (20.2.3)	施工箇所 寸法 高さ 耐震性能 所定荷重 帯電防 漏えい抵抗 抗 施工箇所 構造形式 構成基材 遮音性 表面仕上げ 建具寸法等	3 アス 装 (22 (22 (22	.3.2)(22.3.5) スファルト舗	<ul><li>(2) 加熱アスフ</li><li>【・密粒度</li><li>・再粒度</li><li>(3) シールコー</li></ul>	_	種類: (13) (13)】 り ・無し】	]
	4 樹脂製建具 (16.3.2)	(3) 外部に面する建具の表面処理別:B-1 複合皮膜の種類:【・A1 (4) 結露水の処理方法: (5) 水切り及びぜん板等の加コ (1) 建具の性能等	こ及び組立は、図示による。	17 1 カーテンウォー カ ル 「 (17.2.2) テ (17.2.3) ン (17.2.6)	(2) 性能	類:【・メタル ・PC】 密性 耐火性 耐温度 遮音	性 断熱性	3 移動間仕切 (20.2.4) 4 トイレブース (20.2.5)	施工箇所 種類 表面材 操作方法 遮音性 備考 あと施エアンカーの使用:【・有り ・無し】材質、寸法等は図示による。 表面材の材質 脚部の形状及び寸法 ドアエッジの形状及び材質	装 (22 5 力= (22 6 透)	(22.5.2) 5一舗装	(1) 構成及び原 (2) 種類:【・ (3) 添加する着 【・図示に (4) その他【	iさ:【・図示による 加熱系( f色骨材又は自然る よる(A- ) ・	5(A- ) ・ ) ・常温系( 5	1 1 1
	(16.3.2) (16.3.4) (16.3.5) (表16.3.1) (表16.3.2) (表16.3.3) (表16.3.4)	(2) 特殊なドアセット等の適用及 ドアセット等の種類 施工筐 ・防音ドアセット ・断熱ドアセット	なび等級	ウォ (17.3.2) (17.3.3) (17.3.6) ルエ事	(3) 材料の種類 金属材料 シーリング材  (4) 先付け材料: 【・建身 仕様等については、図  (5) メタルカーテンウォール	具枠 ・ゴンドラ用ガイドレール示による。		5 手すり (20.2.6) 6 階段滑り止め	(1) 手すり 【・SUS304 (表面処理 ・ ※HL程度 ) ・鋼製 表面処理 溶融亜鉛めっき (※標準仕様書表14.2.2による種別 (・ 種)) ・ 】	(22	2.7.2)	ターロッキン (2) 種類及びで	舗装の適用: 【・: グブロック舗装 け法等:【・図示に タイルの適用及び	よる(A- ) ・	装 ・イン 】 】 】
	5 鋼製建具 (16.4.2)	(3) 表面色: (4) 水切り及びぜん板等の加コ (5) ガラス: ※複層ガラス ・ (6) 外部に面する建具の日射熱: (1) 建具の性能等 施工策所   気変性   水	単板ガラス ・三重ガラス ・	18 1 塗装の種類及 塗 び種別 装 (18.1.7) エ (18.2.2)	(6) PCカーテンウォールの (7) 構造ガスケットを用いる 塗装面 素地ごしらえ 塗 工程の種別 利	るガラスの取付け: ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	施工箇所	(20.2.6) 7 プラインド (20.2.14) 8 ロールスクリー ン(20.2.15)	形式 種類 スラットの材質 スラットの幅 施工箇所 操作方式 幅及び高さ 材種 品質等 施工箇所	植 栽 及 び 屋 上 緑	3.1.3) 3.2.2) 3.2.3)	(3) 土壌改良株 (4) 植込み用コ (1) 種類等	きょ及び排水層等の す:	D設置は、図示によ	備考
		(2) 特殊なドアセット等の適用及ドアセット等の種類 施工・簡易気密型ドアセット (3) 鋼板の種類: 【・JIS G 33	なび等級 備考 備考	事 -(18.13.2)	防火材料の指定【・有 (1) 元請業者、施工業者、 督員に提出する。 (2) 保証期間は、工事完成	製造所の三者連署による個	保証書を監	9 カーテン (20.2.16)	形式 開閉操作 きれ地の種別等 施工箇所 備考  (1) 間知石  材種 目塗り 目地の材種・厚さ等 施工箇所 図示【A- 】	1L 工 事 工 事 工 事	3.3.6)			7.	整備範囲は図示による )年】 )年】
	(16.5.2) (16.5.3) (表16.2.1)		を ・使用しない】	19 1 ビニル床シート 内 装 (19.2.2) エ 事	施工箇所 種類の記号(2) ビニル床タイル、ゴム	号 色柄     厚さ     熱溶接       ・有り     ・有り       ・床タイル	を主法の適用・無し・無し・無し・無し	(20.4.2) (20.4.3) 11 くつふきマット	(2) コンクリート間知ブロックの適用がある場合の種類及び質量区分:【・ 】  (1) くつふきマットの材種:【・塩化ビニル又はゴム製・硬質アルミニウム合金製・ステンレス鋼(SUS304)製】  (2) 受け枠の材種:		上緑化 .5.2)(23.5.3)	(3) 地被類 樹種 土壌層の厚 15	芽立数 非水層の厚 樹木の樹 法、数量	コンナア住し	単位面積当たり カコンテナ数 式 かん水装置
	具 (16.6.2)(16.6.3)	(2) 表面仕上げ:【※HL ・バ	密性 耐風圧性 備考(材料等)	م باد ا	・耐動荷重性床シー施工箇所	又は床タイル ・視覚障害 ト ・防滑性床シート又は 種類(・形状)		12 流し台ユニット	【・硬質アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼(SUS304)製】         名称 寸法 適用内容 規格・品質 備考         流し台 コンロ台	修繕名称		※樹木の固 員と協議する 環境の社ふれあい壁面閣	定方法については ること。 5水修繕 修繕年度		記し、監督職 4 年度
	8 木製建具 (16.7.2) (16.7.4)	<ul><li>(1) かまち戸 かまちの樹種:</li><li>(2) ふすま 上張りの種類:</li></ul>	鏡板の樹種: 、縁の仕上げ:	2 カーペット敷き (19.3.2) (19.3.3) (表19.3.1) (表19.3.2)	(1) 帯電性の適用【・	形状等 ・グリッパー ・グリッパー	工法 ・全面接着 ・全面接着 図示による。			修繕場所 発注機関	那覇市・南	京町字新川588番 有風原町環境施記 設計製	股組合 縮 尺 図面番号	S=N 	







